

平成13年度税制改正要望項目

平成12年8月
金融庁

連絡・問い合わせ先
金融庁 Tel 03-3506-6000
総務企画部政策課(内線:3182)

目次

1 . 株式等譲渡益課税に係る税制措置	2
2 . 企業組織再編に係る税制措置	
(1) 会社分割・合併に係る税制の整備	4
(2) 連結納税制度の早期導入	4
(3) 持株会社設立等に係る税制措置	5
3 . 市場基盤の整備等に資する税制措置	
(1) 証券決済システムの改革に伴う税制措置.....	6
(2) 資産流動化関連税制の拡充.....	6
(3) 預金保険法改正に伴う税制措置.....	7
(4) 非居住者等が受け取るレポ取引に係る貸付金等 の利子に対する源泉徴収の免除	7
4 . 法人事業税の見直し.....	8
5 . 金融商品に係る税制措置	
(1) 生損保控除等.....	9
(2) 異常危険準備金制度の充実.....	9
(3) 企業年金の受給権保護を図る制度の創設等に伴 う税制上の所要の措置.....	9
6 . その他の要望項目.....	11

1 . 株式等譲渡益課税に係る税制措置 (所得税・個人住民税)

我が国経済の一層の発展を図るためには、金融資産のより多様な運用の途を開きつつ、次代を担う産業等への資金供給を行うことが必要であるが、このような要請に応えていく上で、株式市場の役割は重要である。

個人投資家の幅広い参加を促進することにより、厚みのある株式市場を育成し、円滑なリスクマネーの供給等を実現するため、税制上の必要な措置を講ずる。

株式等の譲渡所得等の課税については、平成11年度税制改正において、平成11年3月末をもって有価証券取引税等を廃止するとともに、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成13年3月末までの経過措置とされたところであるが、我が国経済における株式市場の重要性の高まり、各種金融商品に係る課税の中立性の確保、申告分離課税への一本化が株式市場に与える影響等に鑑み、源泉分離選択課税制度を維持する。

更に、源泉分離選択課税制度を維持した上で、株式市場の活性化や課税の中立性確保のため、どのような制度の改善がありうる

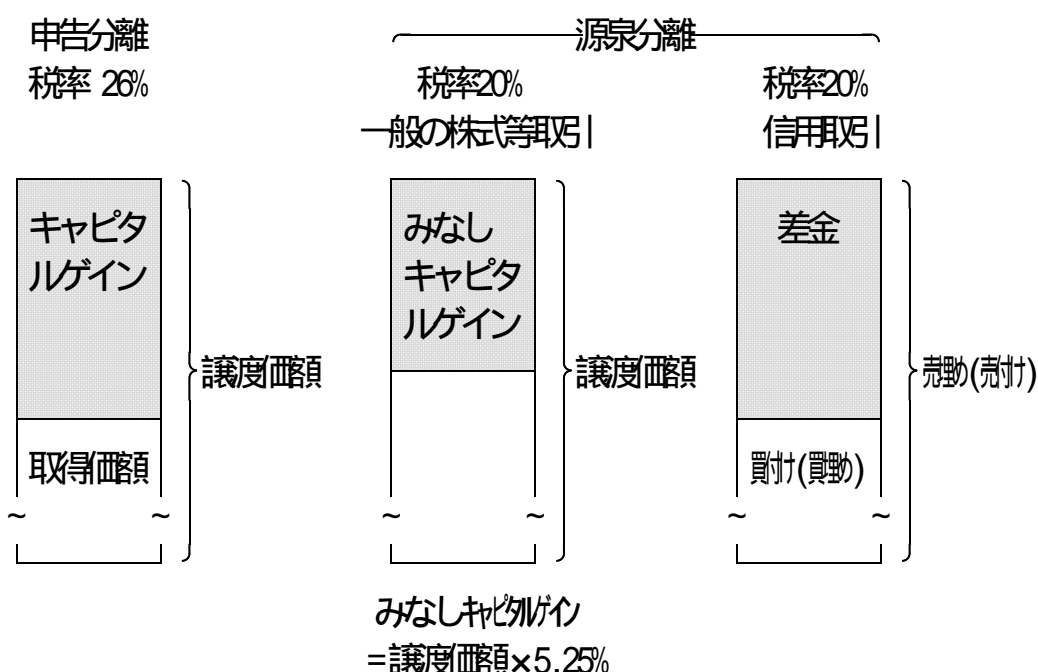
かについては、欧米諸国における関連税制も参考としつつ、株式取引の実態を踏まえ、検討する。

現行の株式等譲渡課税制度の仕組み

平成11年度税制改正により、11年3月末をもって有価証券取引税及び取引所得税を廃止するとともに、株式等の譲渡課税に係る源泉分離課税制度については、平成13年3月末までの経過措置とし、平成13年4月以降、申告分離課税に一本化することとされた(法改正済)。

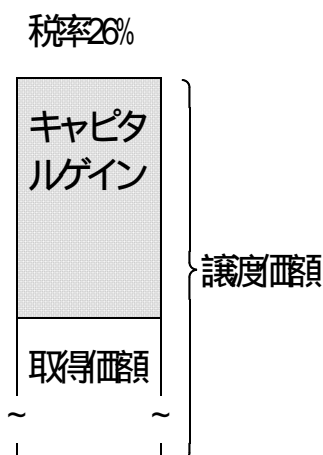
1. 平成13年3月末までの制度

- 株式等に係る譲渡益について、申告分離課税方式と源泉分離課税方式の選択制



2. 平成13年4月以降の制度(予定)

- 申告分離課税方式に一本化



金融商品への課税制度の概要

区分	所得税		住民税		合計
	総合・分離	税率	総合・分離	税率	税率
預金利子等	源泉分離課税	15%	源泉分離課税	5%	20%
証券投資信託等の配当	源泉分離課税	15%	源泉分離課税	5%	20%
株式等の譲渡益	源泉分離課税 (みなし所得)	20%	非課税	—	20%
	申告分離課税	20%	申告分離課税	6%	26%

2. 企業組織再編に係る税制措置

我が国企業の生産力の向上と活力維持のため、合併や分割、持株会社化等柔軟な組織形態が求められている。金融機関についても、金融ビッグバンや国際競争力の激化など厳しい経営環境の中、企業組織再編制度の活用を促進し、金融の効率化を通じて金融システムの安定化及び利用者利便の向上を図ることが必要である。こうした企業の組織改革を阻害することにならない税制を整備する。

(1) 会社分割・合併に係る税制の整備（所得税・法人税・登録

免許税・消費税・不動産取得税・特別土地保有税）

会社分割・合併等企業組織再編制度に係る税制について、企業経営の効率化や健全性の確保等のための組織改革を阻害することにならないよう、資産譲渡益課税の繰延べ、繰越欠損金・引当金等の引継ぎ、株主に対する課税の繰延べ及び流通課税の軽減・免除措置等、税制上の所要の措置を講ずる。

(2) 連結納税制度の早期導入（法人税）

会社分割・合併に係る税制の整備を待って、金融持株会社等を一体としてみた連結納税制度についても、その早期導入を求

める。

(3) 持株会社設立等に係る税制措置（登録免許税等）

株式交換・移転制度による持株会社の設立等に係る税制について、産業活力再生特別措置法による会社設立に係る登録免許税の軽減措置（平成13年3月末までの時限措置）の期限延長（平成15年3月末まで2年間の延長）等、税制上の所要の措置を講ずる。

3 . 市場基盤の整備等に資する税制措置

安定的で活力ある金融システムの構築及び金融市場の効率性・公平性の確保に向け、証券決済システム改革、資産流動化、預金保険制度、レポ取引の各制度改革について、税制上の所要の措置を講ずる。

(1) 証券決済システムの改革に伴う税制措置（所得税・個人住民税等）

現在、検討を進めている証券決済システムの改革について、必要となる税制上の所要の措置を講ずる。

(2) 資産流動化関連税制の拡充（登録免許税・不動産取得税・特別土地保有税）

第147回国会においてSPC法及び投信法の改正に伴い、一定の税制上の措置がなされたところであるが、さらに資産流動化を促進する観点から、SPC・投資ファンドに係る不動産流通税に係る特例措置の創設又は拡充等、税制上の所要の措置を講ずる。

(3) **預金保険法改正に伴う税制措置**（道府県民税・不動産取得税・特別土地保有税）

第147回国会において預金保険法の改正がなされたところであるが、これに伴い、承継銀行（ブリッジバンク）の不動産の取得に係る非課税措置の恒久化等、地方税制上の所要の措置を講ずる（国税については昨年度に措置済）。

(4) **非居住者等が受け取るレポ取引に係る貸付金等の利子に対する源泉徴収の免除**（所得税）

非居住者等とのレポ取引に係る貸付金等の利子については源泉徴収を行わないよう、税制上の所要の措置を講ずる。

4 . 法人事業税の見直し (法人事業税)

法人事業税制度については、公平・中立等の租税原則や他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされるよう、その是正を図る。

東京都等で導入された外形標準課税については、閣議において、種々の問題を孕むものと認識されており、本年 7 月に公表された税制調査会中期答申においても、税率設定については自由度を有する仕組みとしつつ、課税標準については全国共通のものとするのが適当であるとされていることから、特定の銀行だけを狙い撃ちで課税する根拠となっている地方税法第 7 2 条の 1 9 (法人事業税の課税標準の特例)の廃止を求める。

なお、上記の是正が直ちに困難な場合には、公平・中立等の租税原則や他の政策目的との整合性等が確保されるよう、同条の規定の実施については、現行地方税法に規定されている法定外普通税及び法定外目的税と平仄を合わせて事前協議制を導入する等の是正を求める。

5 . 金融商品に係る税制措置

生命保険、損害保険、年金等の金融商品について、各々の金融商品の役割等を踏まえた上で、保険料控除制度の創設・拡充など適正な課税を定める税制措置を講ずる。

(1) 生損保控除等 (所得税・個人住民税)

生命保険、個人年金及び損害保険について、所得控除限度額の引き上げを講ずる。

また、高齢化社会に対応した損害保険及び地震保険について、所得控除制度の創設を講ずる。

(2) 異常危険準備金制度の充実 (法人税・法人住民税)

火災保険等における異常危険準備金について、積立率及び洗替保証率を引き上げる等、税制上の所要の措置を講ずる。

(3) 企業年金の受給権保護を図る制度の創設等に伴う税制上の所要の措置 (法人税・法人住民税等)

企業年金の受給権保護を図る制度の創設に伴う所要の税制上の措置を講ずるとともに、企業年金及び確定拠出年金に係る特

別法人税の凍結(平成13年3月末までの時限措置)については、現在の超低金利の状況等に鑑み、引き続き当面の措置として維持する。

6 . その他の要望項目

- ・国内事業法人が受け取る公社債利子等に対する源泉徴収の免除（所得税・法人住民税）
- ・非居住者等が受け取る国内公社債の利子等に対する非課税措置の拡充（所得税・法人税）
- ・ストリップス公社債につき、元本から分離された利札について、利子課税を行わない等の措置を講ずること。（所得税・個人住民税・法人住民税）
- ・公社債に係る償還差損について他の所得と通算可能とすること。（所得税・個人住民税）
- ・非居住者等に係る一括登録国債の利子の源泉徴収免除制度について、その寄託に係る要件緩和（所得税・法人税）
- ・配当所得に係る二重課税排除の徹底（所得税・法人税・個人住民税）
- ・特定株式投資信託の範囲の拡大（所得税・個人住民税）
- ・投資信託委託業者の直接販売による受益証券の収益の分配金に係る老人等の小額預金の利子所得等の非課税措置の創設、及び勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税措置の創設（所得税・個人住民税）
- ・追加型公社債投資信託（日々決算型を除く。）の元本及び収益の分配の計算方法を個別元本方式に移行することに伴う所要の措置を講ずること。（所得税）
- ・株式分割及びくくり直しにより発行される新株式に係る印紙税の非課税措置の延長（印紙税）
- ・株式会社証券取引所に係る地価税の非課税措置及び証券取引所が会員組織から株式会社に組織変更する際の株式会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置（地価税・登録免許税）
- ・株式会社証券取引所の所得に係る課税標準の軽減措置及び株式会社証券取引所が本来の事業の用に供する施設として所有する有価証券市場に関する施設に係る非課税措置の創設（事業所税・法人事業税）
- ・金融先物取引所に係る法人税の税率の軽減措置（法人税）
- ・金融先物取引所に係る法人事業税の軽減措置及び中間申告納付義務の免除（法人事業税）
- ・個人年金信託への拠出金・給付金に対する税制上の特例措置の創設（所得税・個人住民税）
- ・合同運用信託の元本非課税範囲の明確化（所得税）
- ・特定公益信託の受託可能財産の拡大（所得税・法人税・相続税）
- ・特別障害者扶養信託の運用収益に係る非課税措置の創設（所得税・個人住民税）
- ・財産形成給付金及び財産形成基金の積立金に係る特別法人税の凍結維持（法人税・

法人住民税)

- ・ 抵当証券保管機構が発行する「抵当証券保管証」を印紙税の非課税文書とすること。
(印紙税)
- ・ 金融機関等が運用する抵当証券の利息に係る源泉徴収課税免除措置の創設(所得税)
- ・ 前払式証票の支払準備金制度の創設に係る非課税措置(法人税)
- ・ 短資会社を租税特別措置法第 8 条に定める源泉徴収不適用の金融機関とすること。
(所得税・法人住民税)
- ・ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ(相続税)
- ・ 自賠償保険の運用益等に関わる責任準備金の非課税措置(法人税・法人住民税)
- ・ 船主責任相互保険組合について法人税法第 2 条の協同組合から同条の公益法人等への区分替え(法人税・法人住民税・法人事業税)
- ・ 船主責任相互保険に関する異常危険準備金の積立率の引上げ及び取崩し基準の引上げ(法人税・法人住民税)

以上